

②9藩制（綱領書）

庚午〔明治3（1870）〕年9月

前年の版籍奉還に続き、諸藩を統制するため太政官が諸大名に向けて出した布告です。まず藩を3分し、物成^{ものなり}（米高）15万石以上を大藩、5万石以上を中藩、5万石以下を小藩、と決めました。次に藩庁には、知事・大参事・権大参事・少参事・権少参事、大属・権大属・少属・権少属・史生等を置くこと決めました。さらに藩の収入の1割を藩知事^{かろく}の家禄（生活費）とし、残りの収入の1割を軍事費にあて、その残りを藩の諸経費と藩士の家禄にあてることなども決めました。

北藩制

一藩分爲三物成拾五萬石以上ヲ大藩トシ
五萬以上ヲ中藩トシ五萬石未満ヲ小藩トス
一石高ハ草高ヲ不称物成ヲ以テ可称事
但雜税金石八両立テ本石高可結事
一藩廳
知事

09702
434

大参事 不過二人
權大参事 有無其便宜に従フ
少参事 不過五人
權少参事 有無其便宜に従フ小藩ハ之ヲ置カス
以上掌見職員令
大属
權大属
少属
權少属
史生
以上分課専務スル所アルヘシ譬言ハ會計軍事
形法學校監察ノ類ノ如シ
右官員ノ多寡大中小藩ニ從テ可為適宜事
廳掌
使部

【史料②】藩制（綱領書） 明治三年

藩制

一 藩を分け三になす、物成拾五万石以上を大藩とし、
一 五万以上を中藩とし、五万石未満を小藩とす
一 石高は草高を称さず、物成をもつて称すべきこと
一 但し雑税金石八両立てにて本石高に結び込むべきこと
一 藩庁
知事

大参事 二人を過ぎず

權大参事 有無其の便宜に従う

少参事 五人過ぎず

權少参事 有無其の便宜に従う、小藩はこれを置かず

以上掌見職員令

大属

權大属

少属

權少属

史生

以上、分課専務するところあるべし、たとえば會計・軍事
・形（刑カ）法・学校・監察の類のごとし

右官員の多寡、大中小藩に從つて適宜たるべきこと

庁掌

使部

（中略）

消之法ハ藩債之総額ヨリ支消年限之目
途ヲ立知事・家禄・士卒禄其他公解入費等
ヨリ分賦シテ可償額
一從來藩造之紙幣向後引替濟之目的ヲ
可相立事

庚午九月

今般藩制別紙之通

被 仰出候素ヨリ其

綱領ヲ被掲候儀テ節目

施設方ニ至テハ篤ト

御旨意ヲ奉體レ藩々

其宜ヲ斟酌レ務テ舊弊

ヲ除キ有名無実ニ涉ラズ政

績相顕候様盡力可致

事

庚午九月

大政官

消の法は藩債の総額により支消年限の目
途を立て、知事家禄・士卒禄・その他公解入費等
より分賦して償却すべきこと
一從來藩造の紙幣、向後引替濟みの目的を
相立つるべきこと

庚午九月

(別紙)

今般藩制別紙の通り

仰せ出され候、素よりその

綱領を掲げられ候儀て節目

施設方に至りては篤と

御旨意を奉礼し、藩々

其の宜を斟酌し、務めて旧弊

を除き有名無実に涉らず政
績相顕し候様、盡力致すべきこと

庚午九月

大政官